



アメリカの裁判制度

北陸銀行 ニューヨーク駐在員事務所
所長

馬場 正樹



連邦最高裁判所



はじめに

アメリカは「訴訟大国」と言われており、なにかといえばすぐに裁判となる印象があります。裁判所に提訴される民事事件の数は、日本の年間約15万件に対しアメリカは1800万件以上、弁護士の数も日本の約4.6万人（2024年）に対しアメリカは132.8万人（2021年）とこちらも桁違いです。今回は日本とは異なる特色をもつアメリカの裁判制度についてご紹介します。



1. 連邦と州

アメリカには「連邦裁判所」と、50州全てにある「州裁判所」とがあります。裁判事案には、①州裁判所で扱うもの、②連邦裁判所で審議しなくてはならないもの、③連邦・州どちらに持ち込んでもよいものなどがあり、それぞれが三審制で、単一の裁判制度である日本とは異なります。ちなみに就任前にトランプ大統領が抱えていた4つの裁判のうち、3つは「連邦裁判所」、1つは「ニューヨーク州裁判所」の事案です。

表1 連邦裁判所と州裁判所が担当する事案

連邦裁判所	・合衆国憲法および連邦法に基づく事案 ・特許権、著作権に関する事案 ・被告の所在が原告と異なる州の場合、被告の申請により州裁判所から移管される事案で訴訟金額が一定以上のもの
州裁判所	・各州の法律に基づく事案

連邦裁判所は、表2のとおり「一審」「控訴審」「上告審」の三審制となっており、日本の「地裁」「高裁」「最高裁」の裁判制度と似ていますが、それ

表2 連邦裁判所の構成

一審	連邦地方裁判所 U.S. District Court	・刑事・民事とも連邦に管轄権のある事案の第一審 ・各州に一つ以上、全米に計90余ある ・「陪審員」が訴訟事案の事実関係を判定 ・破産事件・租税事件専門の裁判所もある
控訴審	連邦控訴裁判所 U.S. Court of Appeals	・全米13カ所の「巡回区」に設置 ・一審の判決の法解釈や手続きに誤りがなかったかを3人の裁判官が審議 ・最高裁までの上訴案件は極めて少なく、実質最終審
上告審	連邦最高裁判所 U.S. Supreme Court	・上訴された事案の下級審判決が、合衆国憲法や連邦法に違反していないかを審議 ・9人の裁判官（終身制）による合議制

ぞれの役割や特徴はアメリカ独自のものです。

一方、各州の裁判所は、基本的に一審・控訴審・上告審の三審制であることは連邦と同じですが、各裁判所の名称や数などは州ごとに異なります。例えば、カリフォルニア州とニューヨーク州の各裁判所の名称は表3のようになっており、連邦やカリフォルニア州では最終審となる「Supreme Court」が、ニューヨーク州では第一審の裁判所となっています。ニューヨークで第一審の裁判所に召喚された人は、いきなり「最高裁」に呼ばれたと思ってびっくりするかもしれません。

表3 州裁判所の呼称

	カリフォルニア州	ニューヨーク州
一審	California Superior Court	New York Supreme Court
控訴審	California Court of Appeal	New York Supreme Court, Appellate Division
上告審	California Supreme Court	New York Court of Appeals



2. 大統領令も裁判で却下

前述のとおり、連邦裁判所は合衆国憲法や連邦法に関する事案を担当しますが、民間人・民間企業同士の訴訟だけでなく、議会で決定された法律や、州知事や市長などが発令する行政措置なども提訴されることがあります。大統領が発する大統領令も例外ではなく、合衆国憲法や連邦法に違反しているとして、連邦裁判所に提訴されることは頻繁にあります。

最近の事例で記憶に新しいのは、トランプ大統領が就任初日に出した大統領令のうち、「不法移民のアメリカ生まれの子どもには市民権を与えない」としたものが、合衆国憲法修正第14条の「出生地主義」に違反するとして多くの州から連邦裁判所に提訴され、ワシントン州シアトルの連邦地方裁判所は「明らかに違憲」として、実施の差し止めを命じました。

また、2024年4月に労働省は、経営層・管理職・高度専門技術者などいわゆる「ホワイトカラーエグゼンプト従業員」の年間最低給与を2024年7月と翌年1月の2度にわたって引き上げる規則を発表し、新基準を満たさない従業員のいるアメリカ企業に対しても7月に給与改定を実施しました。しかし2024年11月に、テキサス州の連邦裁判所はこれらが労働省の権限を超えていると判断したため、最低給与額引き上げが全米レベルで無効となりました。その結果、7月の給与改定を実施し、さらに2025年1月の給与改定に向けて準備していた企業では大混乱が起きました。

このように、アメリカでは大統領や行政が発布する規則や議会で承認された法律でさえも、事後的に裁判所が憲法違反などを理由に差し止めや取り消しをすることが頻繁に発生しており、市民に混乱を生じさせない立法や行政措置が望まれます。



3. 陪審員制度

アメリカの裁判は、刑事裁判・民事裁判ともに「陪審員」制度がとられています。『十二人の怒れる男』や『陪審員』など、陪審員がテーマになっている映画にも見られるように、陪審員は裁判において重要な役割を果たします（表4、5）。

陪審員はアメリカ市民（U.S.Citizen）の義務であり、正当な理由なく拒否することはできません。また、従業員が陪審員に召喚された場合、雇用する企業も拒絶できません。ちなみに、筆者も陪審員の資格（市民権）を確認する調査票に回答した経験がありますが、初めて裁判所からの書状を受け取った時は非常に驚いた覚えがあります。

ちなみに日本でも、2009年より「裁判員制度」が

表4 陪審員の役割

- ・裁判で提示される証拠を評価し「事実」を認定する
- ・認定した事実に基づき、適用される法律などについて裁判長の助言・指示のもと、刑事裁判では「有罪・無罪」を、民事裁判では「責任有無」「賠償額」を決める
- ・評決は「全員一致」が原則

表5 陪審員の選出

- ・有権者名簿、運転免許登録者リストから無作為抽出対象はアメリカ市民のみ。グリーンカード（永住者）は対象外
- ・偏見や先入観、事件関係者との関係の有無、公平な判断力の有無などについて事前審査
- ・検察・弁護側は、戦略的に不利と考える陪審員を排除・交替させることができる。但し、人種・性別による排除は不可
- ・刑事裁判では通常12人、民事は6～12人（州により差異あり）

導入されていますが、日本の裁判員は、以下の点でアメリカの陪審員と異なります。

- ・日本の裁判員制度は、地方裁判所で行われる刑事裁判（第一審）のうち、殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪など、一定の重大な犯罪についての裁判にのみ適用
- ・アメリカの陪審員は原告・被告に質問できず、評決は有罪・無罪の事実認定に限られるのに対し、日本の裁判員は質問が可能で、裁判長と合議のうえ有罪・無罪のほか量刑まで判断
- ・日本の裁判員の評決は全員一致ではなく、多数決により決定



さいごに

アメリカの裁判所は、連邦と州の二重構造となっており、毎年おびただしい数の民事・刑事事件が審議されています。ただ、提起される訴訟の件数は膨大ですが、民事事件についてはその大半は和解により終了し、裁判所で最終判決が言い渡される事案は数%と言われています。日本では、話し合い（和解）で解決できない場合に「最後の手段」として裁判所に訴えるケースが多いと思いますが、アメリカでは「まず訴えて、相手を話し合いの土俵に上げてから、和解で解決する」というイメージです。いずれにせよ、アメリカで裁判に巻き込まれると時間もおカネもかかりますので、裁判所に呼ばれることは極力避けたいものです。

私事ですが、この3月でアメリカでの任期を終え日本に帰国しました。本稿への執筆は私にとってもアメリカを勉強する機会ともなりました。今後は、後任の安川幸治所長が現地の情報を発信していきますので、引き続きご愛読いただきますようお願いいたします。